

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

さくら館 重要事項説明書

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 さくら館は、利用者に対して、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供致します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意して頂くことをご案内致します。短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 さくら館のご利用は、要支援または要介護の認定をされた方が対象となります。

目次

1. 事業所経営法人
2. ご利用事業所
3. 居室の概要
4. 職員配置状況
5. サービス内容
6. ご利用料金とお支払方法
7. 虐待防止について
8. 事故発生時の対応
9. 損害賠償について
10. 緊急時の対応について
11. 連帯保証人について
12. 苦情申し立て窓口
13. サービスの第三者評価の実施状況
14. 非常災害対策
15. 感染症対策
16. 事業所ご利用にあたっての留意事項

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 北養会
- (2) 法人所在地 茨城県水戸市東原 3-2-7
- (3) 代表者氏名 理事長 大久保 泰子
- (4) 設立年月日 昭和 56 年 11 月 6 日

2. ご利用事業所

(1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(2) 事業所の目的

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 さくら館（以下「当事業所」とする）は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り、自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用頂き、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 さくら館

(4) 事業所所在地 荒川区町屋 7-10-6

(5) 電話番号 03-3894-3561

(6) 施設長氏名 三瓶 悠太

(7) 開設年月日 平成 16 年 5 月 1 日

(8) 利用定員 8 名

(9) サービス地域 荒川区全域・足立区一部・台東区一部

3. 居室の概要

当事業所は、以下の居室・設備をご用意しています。

居室	個室 2 床室	6 室 1 室	浴室	一般浴槽 3 個 特殊浴槽 1 個
医務室		1 室	静養室	1 室
厨房		1 室	食堂	1 室

4. 職員配置状況

短期入所生活介護さくら館では、ご利用者に対し、指定短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（主な職員の配置状況）

※職員配置については、併設の介護老人福祉施設の指定基準を厳守しています。

	常勤換算	指定基準
管理者	1 名	1 名
医師		1 名
生活相談員	1 名以上	1 名以上

機能訓練指導員	1 名	1 名
事務職員	1 名	2 名以上
看護職員	1 名以上	1 名以上
介護職員	29 名以上	29 名以上
介護支援専門員	1 名	1 名
栄養士または管理栄養士	1 名以上	1 名以上
調理員	1 名	3 名以上

※1 常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数（小数点以下切り捨て）

※2 指定基準:利用定員 94 名（満床時）に対しての必要配置人数。

5. サービス内容

①短期入所サービス計画の立案

- ・解決すべき課題を把握し、利用者ご本人、ご家族の意向を踏まえた上で、相当期間（概ね連続した 4 日間）以上のサービス利用が予定される利用者に対し、サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ短期入所サービス計画を作成します。

②食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため、離床して共同生活室にて食事を摂って頂くことを原則としています
- ・食事時間

朝食	8 : 00	～	9 : 00
昼食	12 : 00	～	13 : 00
夕食	17 : 30	～	18 : 30

③入浴

- ・入浴または清拭を原則週 2 回行います。（4 泊 5 日以上の場合）週 3 回以上の入浴は、利用者のご希望に沿って個別に実施します。入浴については利用者の身体状況に合わせ、一般浴槽または機械浴槽で実施します。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、または減退を防止する為の集団体操等を行います。

⑥健康管理

- ・看護職員を中心に健康管理を行います。
- ・必要に応じて、利用者のかかりつけ医と連絡をとるなどし、健康上の管理を行います。

⑦口腔ケア

- ・当事業所では毎食後、利用者の状態に合わせた口腔ケアを行います。
- ・経管栄養者に対しては、誤嚥予防の観点から口腔内清拭等、口腔内の清潔保持に努めます。

⑧自立への支援

- ・寝たきり防止の為、出来る限り、離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

⑨医療の提供について

- ・医療を必要とする場合は、原則としてかかりつけ医での診療をお願いいたします。

<特別養護老人ホームさくら館 嘱託医>

嘱託医	社会医療法人医善会 いずみ記念病院
医師	高見 茜
所在地／電話番号	東京都足立区本木 1-3-7 / TEL 03-5888-2111
診療科目	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、消化器内科、消化器外科、呼吸器内科、呼吸器外科、循環器内科、乳腺外科、リウマチ科、眼科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、脳神経外科、麻酔科、救急科
入院設備	病床数 144 床 (一般病棟 54 床、回復期リハ病棟 90 床)

⑩サービス向上の為の取り組み

- ・提供するサービスの改善や、向上を目的に委員会を設置し、会議を開催しています。
- ・委員会や会議等の開催については、情報通信機器を活用する場合があります。

⑪その他

- ・当事業所ではサービスの提供にあたり、原則として身体拘束を行いません。また、人員配置上、24 時間つきっきりの介護は困難です。従って、不測の事態の発生も考えられます。私どもも十分注意して介護にあたり、緊急時には迅速に対応するよう努めて参りますが、ご家族もその点をご理解下さいますようお願い致します。

6. ご利用料金とお支払方法（契約書第8・9条参照）

（1）利用料金が介護保険から給付される場合

※一定以上の所得がある場合は、介護保険負担割合が2割、3割となります。

＜基本サービス費：併設型従来型個室・多床室＞

※1級地（1単位：11.1円）

要介護度	単位	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	451単位	500円	1,000円	1,500円
要支援2	561単位	622円	1,244円	1,866円
要介護1	603単位	669円	1,338円	2,007円
要介護2	672単位	745円	1,490円	2,235円
要介護3	745単位	826円	1,652円	2,478円
要介護4	815単位	904円	1,808円	2,712円
要介護5	884単位	981円	1,962円	2,943円

＜各種加算＞

加算名		単位	自己負担額		
			1割	2割	3割
夜勤職員配置加算	（Ⅰ）	13単位/日	15円	29円	44円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6単位/日	7円	14円	20円
送迎加算（片道）		184単位	205円	409円	613円
介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）	14.0%			

①夜勤職員配置加算

基準以上の夜勤職員を配置している場合

②送迎加算

利用者の居宅と事業所との間で送迎を実施した場合

③緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画にないサービスを緊急で行った場合

④長期利用者に対する減算（短期入所・介護予防短期入所）

連続30日を超えてサービスを利用する場合に減算

⑤長期利用者に対する減算（短期入所）

連続60日を超えてサービスを利用する場合に減算

⑥サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格や豊富な経験を持った介護職員を一定の割合以上配置している場合

⑦介護職員等処遇改善加算

ある一定の要件を満たした介護サービス事業所に勤務する介護職員等の賃金改善に充てる事を目的としたもの

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第8条第3項）

<滞在費・食費>

対象者		区分 利用者 負担	滞在費		食費
			多床室	従来型 個室	
生活保護受給の方		段階 1	0円	380円	300円
世帯 全員が…	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方				
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の 方	段階 2	430円	480円	600円
	非課税かつ本人年金収入等が 80万円超120万円以下	段階 3 ①	430円	880円	1,000円
	非課税かつ本人年金収入等が 120万円超	段階 3 ②	430円	880円	1,300円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階 4	915円	1,231円	1,850円

<その他の料金>

- ① 特別な室料 従来型個室 1,100 円／日
2 床室 550 円／日
- ② 抗原検査代 500 円／月
- ③ 理美容代 施術によって異なる
- ④ テレビ代 110 円／日
- ⑤ 電気機器の持ち込み（テレビ・冷蔵庫など） 55 円／日
- ⑥ その他 娯楽施設の利用料、外出時買物費用、個別の日用品費等、訪問販売購入費、特別な食事

（３）お支払方法

前記のうち、自己負担分については、1 ヶ月ごとに計算しご請求致しますので、以下のいずれかの方法（口座自動引落の方は翌月 27 日）でお支払下さい。入金を確認次第、領収証を発行致します。

お支払方法	銀行振込	口座自動引落
-------	------	--------

※医療費控除については、訪問看護（医療保健法、医療保険各法含む）、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、通所リハビリ、短期入所療養介護のいずれかを併せて利用していない場合は、対象外となります。

7. 虐待防止について

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、研修の実施、担当者の設置等の措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9. 損害賠償について（契約書第 15 条参照）

当事業所において、従業者の責任により、利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者もしくはその家族等に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. 緊急時の対応について

緊急時（体調悪化や急変などの非常時）に事業所から連絡がとれるよう、連絡先を3カ所登録させていただきます。事業所からは1から順に連絡を入れますが、1カ所に連絡がとれた場合、以降の連絡先には連絡は致しません。

【緊急連絡先1】

氏名		続柄	
住所			
電話番号1			
電話番号2			

【緊急連絡先2】

氏名		続柄	
住所			
電話番号1			
電話番号2			

【緊急連絡先3】

氏名		続柄	
住所			
電話番号1			
電話番号2			

【かかりつけ医】

医療機関の名称			
所在地			
診療科		主治医名	
電話番号		Fax 番号	

1 1. 連帯保証人について

当事業所では、契約締結にあたり、連帯保証人の設定をお願いしています。

- (1) 連帯保証人は、利用者(甲1)及び甲2と連帯して、本契約から生じる利用者(甲1)の債務を負担するものとします。
- (2) 前項の連帯保証人の負担は、極度額150万円を限度とします。
- (3) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者(甲1)又は甲2が死亡したときに、確定するものとします。
- (4) 連帯保証人の請求があったときは、当事業所は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用者(甲1)等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者(甲1)の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

1 2. 苦情申し立て窓口

(1) 苦情受付窓口

窓口担当者 鈴木 晴奈・猪野 康孝（生活相談員）

解決責任者 三瓶 悠太（施設長）

場 所 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 さくら館
荒川区町屋 7-10-6

連 絡 先 03-3894-3561

受付時間 9：00～17：00

(2) その他苦情受付機関：各区市町村受付窓口

・荒川区役所

福祉部介護保険課 事業者支援係

電話 03-3802-3111（内線 2436）

利用時間 午前8時30分～午後5時15分（平日）

・足立区役所

高齢者施策推進室介護保険課事業者指導係

電話 03-3800-5746（直通）

利用時間 午前8時30分～午後5時（平日）

・台東区役所

介護予防・地域支援課 高齢者総合相談担当

電話 03-5246-1224（直通）

利用時間 午前9時～午後5時（平日）

・東京都国民健康保険団体連合会

介護保険部相談指導課相談窓口担当

電話 03-6238-0177（直通）

利用時間 午前9時～午後5時（平日）

1 3. サービスの第三者評価の実施状況

【実施の有無】	なし
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

1 4. 非常災害対策

①災害時の対応	「非常時対応マニュアル」に基づき対応します。
②防災訓練	「非常時対応マニュアル」に基づき、日中及び夜間を想定した避難訓練を利用者の方にも参加して頂き、実施します。
③防災設備	・ 自動火災報知設備 屋内消火栓設備 ・ ガス漏れ報知器 防火扉 ・ 火災通報装置 誘導灯及び誘導標識 ・ 漏電火災報知機 非常電源（自家発電設備） カーテン等は、防災性能のあるものを使用しております。
④業務継続計画の策定等	非常災害が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修・訓練を実施する措置を講じます。
⑤ 防火管理者	山崎 充

1 5. 感染症対策

①感染症発生時の対応	「感染症対策マニュアル」に基づき対応します。
②感染症研修・訓練	研修（感染症の基礎知識、応用研修、食中毒研修） 訓練（防護具等の着脱方法、感染者や濃厚接触者に対応、事業所内ゾーニングおよび飛沫感染予防策の訓練）
③感染症対策備品	防護具等（サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋）、消毒液（エタノール等）
④業務継続計画の策定等	感染症が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修・訓練を実施する措置を講じます。
⑤衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求めるため、訓練を実施する措置を講じます。

1 6. 事業所ご利用にあたっての留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。 (面会時間／9：00～19：00)
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を当事業所に届け出て下さい。
居室・設備・	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。

器具の利用	これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがあります。
居室の決定	居室及び居室移動の決定は、心身の状況に応じて、事業所側で行います。
上靴の使用	館内では安全のため、上靴の着用をお願い致します。
貴重品の管理	貴重品（金品や高価な衣類・アクセサリ・大切な思い出の品等）につきましては、当事業所では責任を負い兼ねますので、出来るだけ持ち込みはご遠慮下さい。
医療機関への受診	利用中の受診につきましては、原則としてご家族の送迎、付き添いによる受診となります。
迷惑行為	サービスを利用いただく上で、他の利用者とお互いに気持ち良く生活する為に、以下の迷惑行為はご遠慮ください。 ・騒音となる大きな音を発信したり発声したりすることはお控えください。 ・他人の誹謗中傷等心無い言動や言いふらし行為は謹んで下さい。 ・むやみに他の利用者の居室に立ち入らないようにして下さい。
禁止行為	禁止行為が確認された場合、サービスを中止(契約の解除)していただく場合がございます。 ・事業所内へのペットの持ち込みおよび飼育 ・刃物等、人に危害を与える危険物を持ち込むこと ・喫煙（全館、禁煙とさせていただいております。） ・当事業所やその従業者または他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと ・契約書第 10 条 3 項にある、他の利用者等の生命・身体および財産を傷つける行為 ・契約書第 10 条 3 項にある、他の利用者等に対する暴力、暴言威嚇等の行為（不当な要求も含む） ※従業者に対して職務内容を著しく超えた対応を求めること、社会通念上及び公序良俗に反する要望・対応を求めることはご遠慮ください。従業者による通常業務の遂行の妨げとなる著しい迷惑行為は、利用契約書第 13 条第 4 項に抵触します。
警察への通報	利用者及び家族等その関係者による暴力、迷惑行為等が発生した場合は、警察へ通報させて頂く場合があります。
その他	利用者及び家族間のトラブル（金銭関係、相続書類等）に関しては、当事業所は一切関与致しません。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、甲らに対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者（乙）

荒川区町屋 7-10-6

社会福祉法人 北養会

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 さくら館

説明担当者 ショートステイ生活相談員

氏名 鈴木 晴奈 ㊞

私は、本書面に基づいて乙から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

甲 1 (利用者)

住所 _____

氏名 _____ ㊞

甲 2

住所 _____

氏名 _____ ㊞

続柄 _____